

徴収法 メリット制の概略 2つの柱 2018年版

[学習のポイント]

労災事故が多い会社と少ない会社の保険料の負担の公平を図ることを目的とした仕組みがメリット制ということになります。

具体的には、労災事故の多い会社に対しては、保険料を多く徴収する仕組みにし、労災事故の少ない会社には、保険料を減らす仕組みということです。

(メリット制という言葉だと、保険料が安くなるだけのイメージがありますが、労災事故が多い会社の場合は保険料が高くなります。別の表現を使うとメリット・デメリット制です。)

メリット制には、適用(規模)要件や収支率、メリット制の効果等々確認する箇所はたくさんありますが、まずは、2つの柱[継続事業のメリット制][有期事業のメリット制]の概略を押さえてください。

[メリット制の効果]

メリット制要件に該当した場合、事業主に対して、具体的に、労災保険率を上下する方法と確定保険料の額を増減する2つの方法があります。

有期事業(建設の事業及び立木の伐採の事業)の一括含む

継続事業のメリット制	有期事業のメリット制
労災保険率を上下	確定保険料の額を増減

[規模要件]

全ての事業を対象にすると事務等の処理が繁雑になるので、一定の規模要件があります。

継続事業のメリット制	有期事業のメリット制
①100人以上の労働者	①確定保険料の額 ⇒40万円以上
②20人以上100人未満 + 災害度係数0.4以上	②建設の事業 ⇒請負金額1億1000万円以上 又は 素材の生産量1000立方メートル以上

[特定メリット制]

継続事業のメリット制の適用を受ける一定の要件に該当する「労働者の安全や衛生を確保するための措置を講じた」中小事業主に対して、特例メリット制の適用が申告できます。

申告をすると、メリット制が適用される際のメリット増減率が、通常であれば最大40%のところ、最大45%となります。

- ①金融業、保険業、不動産業、小売業⇒50人以下
- ②卸売業、サービス業⇒100人以下
- ③その他の事業⇒300人以下